

8 長共発第 7 6 号  
令和 8 年 6 月 1 9 日

各 位

社会福祉法人 長崎県共同募金会  
会 長 森 拓 二 郎  
(公印省略)

## 長崎県共同募金会の会計管理体制及び会計業務について

平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 6 月 1 4 日、社会福祉法人北海道共同募金会より共同募金にかかる使途不明金発生が発表されました。本来は職員を指導監督すべき立場にある管理職による不正行為であり、断じて許されるものではありません。

共同募金運動を支えてくださっている多くの皆様にご心配をおかけし、また今後各都道府県で実施する共同募金運動にも多大な影響を及ぼすことが予想される事案が発生したことは、誠に遺憾であります。全国の共同募金会、関係機関等と連携しながら、信頼回復を図ってまいりたいと存じます。

長崎県共同募金会では、社会福祉法人会計基準及び経理規程に基づき、不正を発生させない仕組みを下記のとおり構築して会計を管理しております。そのうえで、今後中央共同募金会が実施する経理事務体制の全国一斉点検の結果を踏まえ、更なる管理体制の強化に取り組む所存です。ご理解の程、心よりお願い申し上げます。

## 記

### 1 本会（県共募本部）の会計管理体制

#### (1) 現金の取り扱い

現金は必ず複数名で確認を行っています。現物は現金管理簿に記録したのち、金融機関へ持ち込み入金。入金後は預金通帳と現金管理簿を照合し再度確認を行っています。

#### (2) 支払手続（Web バンキング）

原則、ビジネスネットバンキングを利用。会計職員が支払データを作成し、出納責任者が承認することで、業務を分離し牽制を確保しています。

### (3) 職員体制

本会会計管理業務、出納業務並びに会計システム入力については、業務併任協定に基づき、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会にて複数名の会計職員が担当しています。本会事務局は専任職員 2 名のため、内部牽制機能が果たしづらい課題を補完すべく、職員体制を整備しています。

以上

社会福祉法人 長崎県共同募金会 (事務局：甲能)

〒852-8104 長崎市茂里町 3-24

TEL 095-846-8682 FAX 095-846-8565

メール：kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp